

第 4 章

施策の展開

目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する

(1)現状と課題

■ジェンダー平等とダイバーシティ&インクルージョン(多様性と社会的包摂・包含)

意識・実態調査の結果から、性別役割分担意識に否定的な考えを持つ人が増加しているものの、実態として男女の地位が平等と感じている人は少ないことが伺え、特に女性にその傾向が表れています。加えて、性別役割分担意識に肯定的な考えを持つ人も一定数存在しており、そうした性差に関する固定観念はアンコンシャス・バイアス*(無意識の思い込み)による様々な差別・区別を生むことが懸念されます。また、家事や育児等について、男女が同程度に分担することが期待されていますが、実態としては女性に役割が偏っている状況が見られます。

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによる悪影響を取り除き、さらなる意識啓発を行うとともに、あらゆる場面で性別役割分担意識に捉われず、積極的にジェンダー平等を推進していくことが求められます。また、ダイバーシティ&インクルージョン(多様性と社会的包摂・包含)の考え方をあらゆる分野に展開していく必要があります。

■「生命(いのち)の安全教育」にかかる施策の推進

令和2年(2020年)度に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、この方針を踏まえ、文部科学省は子どもたちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進することとしています。

本区においても、「生命(いのち)の安全教育」のための教材等を活用するなど施策を推進することが求められます。

■生活上の困難を抱える女性

国の男女共同参画基本計画では、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難*に陥りやすいことが指摘されています。特に女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては、子どもが成人した後も続くこととされ、貧困の連鎖を断ち切ることは非常に困難となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下では、社会的に弱い立場の人々が抱える諸問題が一層顕在化してきています。

こうした様々な困難に対しては、行政による自立に向けた支援が求められます。また、非正規労働者やひとり親をはじめとした女性の貧困に対し、就業・生活の安定に向けた支援の強化が課題となります。

■LGBTsに対する施策

区民や地域社会に向けて、LGBTsに関する正しい理解の促進と配慮への取組が求められています。また、意識・実態調査の結果から事業所において、LGBTs支援の取組があまり進んでいないことが伺えます。

LGBTsへの支援や理解の輪を広げていくには、区における取組の充実に加えて、区民や職場などの地域社会に対し、さらなる意識啓発を実施していくことが求められます。また、誰もが地域で生き生きと暮らせる社会に向けて、「パートナーシップ制度*」や「ファミリーシップ制度*」の導入の検討が求められます。

(2) 施策の方向

【施策の方向 1】 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

人権尊重・ジェンダー平等の意識づくりに向けて、区広報紙やホームページなど様々な媒体を通じて情報発信を行います。また、学校や区民向け講座など、あらゆる機会を捉えて人権尊重・ジェンダー平等に対して理解を深める取組を実施します。

【施策】

- ① 人権尊重・ジェンダー平等の情報発信
- ② 学校における人権尊重・ジェンダー平等施策の実施
- ③ 区民等向けの人権尊重・ジェンダー平等施策の実施※ ※「区民等」には、在学者・在勤者、区内企業を含む

【成果目標】

指標	現状値	目標値
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民: 17.3% 青少年: 20.5% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民: 50% 青少年: 50% 〔令和8年度(2026年度)〕
DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合※1、2	区民: 77.2% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民: 85% 〔令和6年度(2024年度)〕

※1 自分のまわりでは、人権が尊重されている社会であると思う人の割合

※2 目標値はちよだみらいプロジェクトによる

【施策の方向 2】 生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進

生涯を通じた心とからだの健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた各種検診や相談を実施します。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての周知を図るとともに、妊娠期から子育て期まで様々な支援を行います。

【施策】

- ① 疾病予防、健康づくりの推進
- ② 妊娠期から子育て期までの支援
- ③ 互いの性や生殖に関する理解の促進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
がん検診受診率(子宮がん、乳がん)(健康づくり区民アンケート)※	子宮がん検診: 41.0% 乳がん検診: 59.0% 〔平成28年度(2016年度)〕	子宮がん検診: 増加 乳がん検診: 増加 〔令和4年度(2022年度)〕
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉の意味を知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民: 13.6% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民: 19% 〔令和8年度(2026年度)〕

※令和5年度(2023年度)以降の目標値は、次期健康千代田 21 で策定予定

【施策の方向 3】 生活上の困難を抱える女性などへの支援

貧困や家庭問題、ハラスメント、性暴力など様々な困難を抱えた女性に対して、各種相談を行うとともに、経済的支援など、必要に応じた支援を行います。

【施策】

- ①女性相談等の相談事業の実施
- ②子育て世帯への経済的支援
- ③ひとり親家庭の支援
- ④様々な困難を抱える若年女性に対する支援

【成果目標】

指標	現状値	目標値
男女共同参画センターMIWの一般相談を知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:11.9% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民:17% 〔令和8年度(2026年度)〕

【施策の方向 4】 LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進

LGBTsに対する区民の理解が広まるよう、男女共同参画センターMIWなどにおいて、学習機会を提供します。また、実際に悩みを抱える人の相談や居場所づくりを行うとともに、「パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」の導入を検討します。

【施策】

- ①LGBTsへの理解の促進
- ②LGBTs相談の実施
- ③LGBTsへの施策の推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
「LGBTs」という言葉の意味を知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:75.4% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民:80% 〔令和8年度(2026年度)〕
LGBTs相談を知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:4.2% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民:9% 〔令和8年度(2026年度)〕

(3) 施策・事業

【施策の方向 1】 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり

① 人権尊重・ジェンダー平等の情報発信

人権尊重・ジェンダー平等の意識づくりのため、区広報紙や区ホームページ、情報誌などにより、人権尊重・ジェンダー平等に関する情報を発信します。

No.	事業	事業内容	担当課
1	広報千代田、ホームページ、SNS等による情報発信	広報千代田、区ホームページ、SNS等を通じて幅広い情報発信を行います。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
2	情報紙の発行	情報紙「MIW通信」、MIW所蔵図書を紹介する「ライブラリニュースみゆう」を発行します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

② 学校における人権尊重・ジェンダー平等施策の実施

子どもたちの自尊感情や人権感覚を育む教育を実践するとともに、教職員に対し、人権尊重・ジェンダー平等に対する理解を深められるような研修を実施します。また、子どもたちの人権を守るため、スクールカウンセラー等による取組を実施し、様々な機関と連携します。

No.	事業	事業内容	担当課
3	各校園における人権教育の推進	各校園において、人権教育全体計画を作成し、人権教育を推進します。	指導課
4	教材・資料等の活用による人権・ジェンダー平等の意識啓発	社会科や家庭科、特別の教科 道徳の授業や学校生活全体を通し、ジェンダー平等に対する意識啓発を行います。	指導課
5	子どもの自尊感情や人権感覚を育む教育の実践	東京都教育委員会が発行する「人権教育プログラム」を活用した教育を実践します。あわせて、児童会、生徒会活動の一環としていじめ防止に向けた人権標語を作成する等、子どもの自尊感情や人権感覚を育む教育を行います。	指導課
6	教職員に対するジェンダー平等、人権尊重教育の研修	若手教員育成研修や中堅教諭等資質向上研修会、体育健康教育推進委員会、人権教育推進委員会、人権教育研修会を実施します。	指導課
7	スクールカウンセラー等による相談・支援	スクールカウンセラーにおける小学5年児童・中学1年生徒全員の面談を実施したり、児童・生徒へのアンケートを実施することで、様々な悩みへの相談・支援を行います。	指導課
8	いじめ・悩み相談レター、ホットライン	「いじめ・悩み相談レター」及び「いじめ・悩み相談ホットライン」を24時間365日実施します。	指導課

No.	事業	事業内容	担当課
9	小・中学生への人権意識の啓発	人権の花、子どもたちの人権メッセージ、中学生人権作文など小・中・中等教育学校と連携し、人権尊重に関する意識啓発を進めます。	国際平和・男女平等人権課

③区民等向けの人権尊重・ジェンダー平等施策の実施

人権尊重・ジェンダー平等への理解を深めるため、区民等向け講座を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
10	人権・ジェンダー平等に関する講座・講演会	第6次行動計画の5つの目標を柱とし、対面やオンラインなどによる講座・講演会を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
11	区内学校・地域団体・企業等と連携した講座	第6次行動計画の5つの目標を柱とし、区内学校への出前講座や、地域団体・企業等と協働した講座を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
12	雇用主向け講座	企業担当者に向けた人権・ジェンダー平等の研修会・講座を国や東京都と共催して実施します。	国際平和・男女平等人権課
13	区民への人権意識の啓発	啓発冊子の配布や、人権週間における講演会やパネル展等を活用して、人権尊重に関する意識啓発を進めます。	国際平和・男女平等人権課

【施策の方向 2】生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進

①疾病予防、健康づくりの推進

生涯を通じた健康づくりを推進するため、各種健(検)診を実施するとともに、生活習慣病等の相談や心の相談を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
14	各種健(検)診	子宮がん、乳がん検診など、女性特有のがん検診をはじめ、国保健診、長寿健診など各種健(検)診を実施します。	健康推進課
15	生活習慣病予防相談	20歳以上の区民を対象として、生活習慣病予防相談(骨密度測定会と同時実施)を実施します。	健康推進課
16	心の健康づくり	心の相談室、訪問相談、精神障害者デイケア、講演会等の実施を通して心の健康づくりを推進するとともに、自殺対策を推進します。	健康推進課

②妊娠期から子育て期までの支援

妊娠期から子育て期までの不安を解消できるよう、妊娠期や出産後の母子の健康維持に関する取組や、様々な子育て支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
17	妊婦健診	妊婦健康診査、超音波検査、子宮頸がん検診など、妊婦健診を実施します。	健康推進課
18	出産・子育て支援	ちよ♡まま面談、産後ケア事業、ぴよぴよ育児講座、乳児家庭訪問指導など、出産・子育てに関する支援を実施します。	健康推進課
19	親子学級	ままぱぱ学級、にこにこ広場をはじめとした、親子学級を実施します。	健康推進課
20	子育て相談	子育てに関する悩みの相談や、支援に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な窓口につなげていきます。	児童・家庭支援センター
21	子育て支援サービス	ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時預かり保育、一時預かり保育、千代田子育てサポート、子どもショートステイなど、子育て支援サービスを実施します。	児童・家庭支援センター

③互いの性や生殖に関する理解の促進

互いの性や生殖に関する理解の促進のため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)等、妊娠・出産に関する女性の権利について周知するとともに、性や生殖等に関する正しい知識やエイズ・性感染症等の健康情報を提供します。

No.	事業	事業内容	担当課
22	拡充 性や生殖に関する知識及び情報の普及・啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する講座を実施するとともに、区内学校向けに出前講座を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
23	新規 「生命(いのち)の安全教育」の推進のための教材等の活用	保健や特別活動、特別の教科 道徳の中で、「生命(いのち)の安全教育」の推進のための教材等を活用します。	指導課
24	エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	東京都エイズ予防月間に併せ、パンフレットやチラシを配布するとともに、エイズや性感染症検査実施時に保健師による相談を行います。あわせて、HIV・性感染症検査を実施します。	健康推進課

【施策の方向 3】生活上の困難を抱える女性などへの支援

①女性相談等の相談事業の実施

生活上の困難を抱える女性などへの支援のため、貧困、家庭問題、ハラスメント、性暴力等、生活上の困難な問題を抱える女性などに各種相談を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
25	女性相談	保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
26	MIW相談	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW
27	子どもと家庭に関わる総合相談等	0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
28	新規 東京都若年被害女性等支援事業との連携による支援	東京都若年被害女性等支援事業と連携し、保護や支援を必要とする若年被害女性に対し、相談及び各種の援護を行います。	生活支援課

②子育て世帯への経済的支援

子育て世帯への経済的支援のため、18歳まで医療助成などを行います。

No.	事業	事業内容	担当課
29	各種手当	区独自の次世代育成手当、国の制度である児童手当をはじめとした、各種手当を支給します。	子育て推進課
30	こども医療費助成	乳幼児から18歳までの子どもに対する、医療費を助成します。	子育て推進課
31	就学援助	小学校・中学校等における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な区内居住の児童・生徒の保護者に学校で必要な費用を援助します。	学務課
32	幼児教育無償化施設等利用費・私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	私立幼稚園等の保育料等にかかる施設等利用費を支給します。また、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者が支払うべき費用の一部を給付します。	子ども支援課
33	外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業	外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、保護者負担軽減の補助金を交付します。	子育て推進課

③ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立のため、支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
29	各種手当【再掲】	区独自の次世代育成手当、国の制度である児童手当をはじめとした、各種手当を支給します。	子育て推進課
34	ひとり親家庭等医療費助成	離婚等により一人で子どもを養育する父母に対して、医療費を助成します。	子育て推進課
35	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭、または父子家庭に対して、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	生活支援課
36	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付	母子家庭及び父子家庭に対し、生活に必要な資金や、子の修学に必要な資金等について貸付けを行います。	生活支援課
37	生活保護	生活に困窮する人(又は世帯)に対し、国が定める最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	生活支援課
21	子育て支援サービス【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時預かり保育、一時預かり保育、千代田子育てサポート、子どもショートステイなど、子育て支援サービスを実施します。	児童・家庭支援センター

④様々な困難を抱える若年女性に対する支援

様々な困難を抱える若年女性を支援するため、民間支援団体と連携を図り、相談や様々な支援事業を実施します。

No.	事業	事業内容	担当課
25	女性相談【再掲】	保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
26	MIW相談【再掲】	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
27	子どもと家庭に関わる総合相談等【再掲】	0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
38	就労支援	生活困窮担当の相談員が婦人相談員等と連携し、必要に応じて専門機関等へつなぐことにより、就労支援を行います。	生活支援課

No.	事業	事業内容	担当課
37	生活保護【再掲】	生活に困窮する人(又は世帯)に対し、国が定める最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	生活支援課
28	新規 東京都若年被害女性等支援事業との連携による支援【再掲】	東京都若年被害女性等支援事業と連携し、保護や支援を必要とする若年被害女性に対し、相談及び各種の援護を行います。	生活支援課

【施策の方向 4】LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進

①LGBTsへの理解の促進

LGBTsへの理解を深めるため、男女共同参画センターMIWなどにおいて、学習機会を提供します。また、職員・教職員向けの研修を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
39	LGBTsに関する講座・講演会等	LGBTsへの理解を深めるための講座・講演会等を実施します。	国際平和・男女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW
40	職員の人権・ジェンダー平等意識の向上に向けた研修	LGBTsを含む人権問題研修、ハラスメント防止研修等を実施します。	人事課
41	LGBTsに関する研修	人権教育推進委員会や人権教育研修会において、LGBTsに関する研修や講演会を実施します。	指導課

②LGBTs相談の実施

LGBTsを支援するため、相談の充実を図ります。また、LGBTs当事者同士の交流が図れるよう居場所づくりを行います。

No.	事業	事業内容	担当課
42	LGBTs相談	MIW相談の中で、LGBTsに関する様々な相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。	国際平和・男女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW
43	居場所づくり	当事者とアライ(支援者)の交流のための居場所づくりを実施します。	国際平和・男女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW

No.	事業	事業内容	担当課
7	スクールカウンセラー等による相談・支援【再掲】	スクールカウンセラーにおける小学5年児童・中学1年生徒全員の面談を実施したり、児童・生徒へのアンケートを実施することで、様々な悩み等の相談・支援を行います。	指導課
8	いじめ・悩み相談レター、ホットライン【再掲】	「いじめ・悩み相談レター」及び「いじめ・悩み相談ホットライン」を24時間365日実施します。	指導課
16	心の健康づくり【再掲】	心の相談室、訪問相談、精神障害者デイケア、講演会等の実施を通して心の健康づくりを推進するとともに、自殺対策を推進します。	健康推進課

③LGBTsへの施策の推進

LGBTsを支援するため、施策を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
44	拡充 LGBTsに関するハンドブックの充実	「LGBTsへの対応に関する職員ハンドブック(令和元年度作成)」を見直し・更新していくとともに、広く区民・区内企業等に向けたハンドブックを作成します。	国際平和・男女平等人権課
45	新規 パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入の検討	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入に向けた検討を行います。	国際平和・男女平等人権課



目標2 配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する

(1)現状と課題

■DVや虐待に関する状況

DVを受けた経験のある区民は女性がおよそ3割、男性がおよそ1割半ばとなっており、平成28年(2016年)度を実施された調査と比較すると、男女ともに割合は増加しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う在宅時間の増加や経済的な不安などから、男女共同参画センターMIWの相談のうち、DVに関する相談の割合が増加しているほか、女性相談・ひとり親相談の件数が増加しています。

しかしながら、DVの被害者の半数以上が被害を相談していないことが伺え、被害を打ち明けにくい状況がみられます。

DV等の被害者は、相談することにハードルの高さを感じ、相談を控えるケースもみられるため、被害者に対し相談から自立まで切れ目ない支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センター*設置に向けた検討を引き続き進めていくとともに、多様な相談手法を含めた相談体制の充実を図る必要があります。

■児童・高齢者・障害者に対する虐待の状況

全国的に児童相談所における相談件数は年々増加しており、区児童・家庭支援センターの「子どもと家庭に関わる総合相談」においても、虐待に関する相談が増加しています。DVと児童虐待は相互に重複して発生することを踏まえ、これらの早期発見・早期対応を行うため、関係機関との情報共有の仕方など、さらなる連携強化を進めていくことが求められます。

高齢者や障害者に対する虐待は、毎年、一定程度起こっています。令和元年(2019年)度より11月1日から12月10日までを区の虐待防止強化期間と位置づけ、啓発キャンペーンを実施していますが、この取組をさらに推進するとともに、引き続き地域全体で高齢者や障害者を見守るまちづくりを進めていくことが重要です。

■職場等におけるハラスメントの実態

職場などでハラスメントを受けたことがある区民は、2割半ば程度となっています。一方で、ハラスメントを受けた際に相談をした区民は、4割程度となっており、相談先として公的機関の認知度も低くなっています。

ハラスメントの防止にあたっては、事業所における取組の推進が不可欠であるため、ハラスメント防止に関する法改正の周知、啓発を図り、事業所や労働者の理解を促進する取組が求められます。あわせて、男女共同参画センターMIWでの相談だけでなく、適切な相談窓口の紹介など区関係部署や都と連携し、被害者への支援を行っていくことが必要です。

■性犯罪・性暴力に関する状況

性犯罪・性暴力は、長期にわたって被害者の心身に大きな影響を与えるものである一方、被害を相談できなかつたり、打ち明けたとしても被害の深刻さを理解してもらえないといった問題が指摘されています。こうした状況を踏まえ、国の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議では、令和2年(2020年)度に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定しました。

今後は、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターと連携して被害者支援を強化していくとともに、加害者・傍観者にならないための啓発活動についてもあわせて行っていく必要があります。

(2) 施策の方向

【施策の方向 1】 DV・デートDVの防止と被害者の支援

DV・デートDVの防止に向けて、区民に対し情報発信や意識啓発を行うとともに、関係機関との連携を図り、被害者の早期発見から保護、自立支援まで、被害者の状況に即した切れ目ない支援を行います。

【施策】

- ① DVの防止に向けた意識づくり
- ② 早期発見体制の充実と相談機能の強化
- ③ DV被害者を安全に保護する体制の確保
- ④ DV被害者の自立に向けた支援

【成果目標】

指標	現状値	目標値
身体的DV・精神的DVを認識している区民の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	身体的DV: 82.9% 精神的DV: 57.4% 【参考】 女性 身体的DV: 86.7% 精神的DV: 63.7% 男性 身体的DV: 79.7% 精神的DV: 50.0% 〔令和2年度(2020年度)〕	身体的DV: 88% 精神的DV: 62% 〔令和8年度(2026年度)〕
身体的デートDV・精神的デートDVを認識している青少年の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	身体的デートDV: 84.9% 精神的デートDV: 63.5% 【参考】 女性 身体的デートDV: 89.0% 精神的デートDV: 67.5% 男性 身体的デートDV: 80.6% 精神的デートDV: 59.4% 〔令和2年度(2020年度)〕	身体的デートDV: 90% 精神的デートDV: 69% 〔令和8年度(2026年度)〕
DVに関する相談窓口を知らない人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民: 13.2% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民: 8% 〔令和8年度(2026年度)〕

【施策の方向 2】 児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進

児童・高齢者・障害者などに対する虐待の防止に向けて、相談機会の提供や普及啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化します。

【施策】

- ①児童虐待防止対策の推進
- ②高齢者虐待防止対策の推進
- ③障害者虐待防止対策の推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
虐待に関する相談件数(延べ件数)	児童 288 件 高齢者 994 件 障害者 31 件 〔令和2年度(2020年度)〕	減少※ 〔令和8年度(2026年度)〕

※相談窓口が増えることにより、相談件数が増加する可能性があり、数値については留意する。

【施策の方向 3】 ハラスメント・性暴力等の防止への取組の推進

ハラスメントの防止に向けて、区内事業所に対する周知を行うとともに、各種相談を実施します。また、性暴力等を防止するため、啓発及び相談窓口の周知を行うとともに、安全・安心なまちづくりを推進します。

【施策】

- ①ハラスメントの防止啓発及び相談窓口の周知
- ②性暴力の防止啓発及び相談窓口の周知
- ③安全・安心なまちづくりの推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
ハラスメントに関する相談窓口を知らない人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:21.3% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民:16% 〔令和8年度(2026年度)〕



(3) 施策・事業

【施策の方向 1】 DV・デートDVの防止と被害者の支援

① DVの防止に向けた意識づくり

DVの防止に向けた意識づくりのため、虐待防止強化期間の取組や啓発用リーフレット、講座等を通じて情報発信や意識啓発を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
46	虐待防止強化期間の取組	11月1日～12月10日を区の虐待防止強化期間とし、児童・家庭支援センター、在宅支援課、障害者福祉課と合同で、イベントや講座等を実施し、情報発信を行います。	国際平和・男女平等 男女共同参画 センターMIW
47	DV・デートDV防止の啓発	男女共同参画センターMIWにおいて、パープルリボンキャンペーンを実施し、DV防止に関する情報発信を行います。	国際平和・男女平等 男女共同参画 センターMIW
48	DV防止のための講座・講演会	DV防止のための講座・講演会を実施し、DV防止に関する情報発信を行います。	国際平和・男女平等 男女共同参画 センターMIW

② 早期発見体制の充実と相談機能の強化

DV被害者の早期発見のため、ネットワークづくりを充実するとともに、各担当課が実施している相談や訪問事業の強化を図ります。

No.	事業	事業内容	担当課
49	虐待等防止連絡委員会によるネットワークづくり	虐待等防止連絡委員会を実施し、各課の連携を図ると共に、状況に応じ適宜実務者会議を行うことで情報を共有し、ネットワークづくりを推進します。	国際平和・男女平等 男女共同参画 センターMIW
50	新規 配偶者暴力相談支援センターの設置	配偶者などからの暴力の防止及びDV被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターを設置します。また、虐待等防止連絡委員会を活用し、配偶者暴力防止の支援に関わるネットワークづくりを推進します。	国際平和・男女平等 生活支援課 児童・家庭支援センター

No.	事業	事業内容	担当課
51	配偶者暴力相談支援センターによる相談	DVに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援を行います。	国際平和・男女平等 인권課
		女性相談の中で、保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
		児童・家庭支援センターにおいて、0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
52	教育研究所におけるスクールソーシャルワーカーの配置	生活指導上の様々な課題に対応できるスクールソーシャルワーカーを配置し、支援・相談を行います。	指導課
16	心の健康づくり【再掲】	心の相談室、訪問相談、精神障害者デイケア、講演会等の実施を通して心の健康づくりを推進するとともに、自殺対策についても推進します。	健康推進課
18	出産・子育て支援【再掲】	ちよ♡まま面談、産後ケア事業、ぴよぴよ育児講座、乳児家庭訪問指導など、出産・子育てに関する支援を実施します。	健康推進課

③DV被害者を安全に保護する体制の確保

DV被害者を安全に保護するため、一時保護施設を確保するとともに、必要に応じた支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
53	女性及び母子緊急一時保護施設の確保	緊急に保護が必要な母子及び女性を一時的に保護することで安全を確保し、その生活を支援する施設を確保します。	生活支援課
51	配偶者暴力相談支援センターによる相談【再掲】	DVに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。	国際平和・男女平等 인권課
		女性相談の中で、保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
		児童・家庭支援センターにおいて、0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
54	同行支援	DV被害者を安全に保護するため、同行支援を行います。	国際平和・男女平等 인권課

No.	事業	事業内容	担当課
55	住民基本台帳事務における支援措置	DV等被害者の申出により、加害者からの所在確認を目的とした、住民票、戸籍の附票の交付請求等の制限を行います。	総合窓口課

④DV被害者の自立に向けた支援

DV被害者の状況に合わせた自立に向け、各種相談の実施、生活支援、経済的支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
51	配偶者暴力相談支援センターによる相談【再掲】	DVに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。	国際平和・男女平等権課
		女性相談の中で、保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
		児童・家庭支援センターにおいて、0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
38	就労支援【再掲】	生活困窮担当の相談員が婦人相談員等と連携し、必要に応じて専門機関等へつなぐことにより、就労支援を行います。	生活支援課
56	新規 子どものケアプログラム	民間支援団体が行っている子どものケアプログラムを活用し、行います。	国際平和・男女平等権課
29	各種手当【再掲】	区独自の次世代育成手当、国の制度である児童手当をはじめとした、各種手当を支給します。	子育て推進課
34	ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	離婚等により一人で子どもを養育する父母に対して、医療費を助成します。	子育て推進課
35	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業【再掲】	母子家庭、または父子家庭に対して、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	生活支援課
36	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付【再掲】	母子家庭及び父子家庭に対し、生活に必要な資金や、子の修学に必要な資金等について貸付けを行います。	生活支援課
37	生活保護【再掲】	生活に困窮する人(又は世帯)に対し、国が定める最低限度の生活を保障し、自立を支援します。	生活支援課

【施策の方向 2】 児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進

① 児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止対策の推進のため、相談機会の提供や普及啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、児童虐待を防止します。

No.	事業	事業内容	担当課
27	子どもと家庭に関わる総合相談等【再掲】	0歳から18歳未満までの子どもと家庭に関する相談、幼児から高校生までの教育相談等により、適切な支援やサービスを提供します。	児童・家庭支援センター
57	要保護児童対策地域協議会によるネットワークづくり	民間機関を含めた地域の関係機関による協議会を開催し、ネットワークづくりを行います。	児童・家庭支援センター
58	虐待防止リーフレット等の作成・周知	区民向けの虐待防止リーフレット等を作成し配布するとともに、関係者向けのマニュアルにより対応方法の周知徹底を図ります。	児童・家庭支援センター

② 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止対策の推進のため、区民や介護職員向け研修会等の普及啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、高齢者の虐待を防止します。

No.	事業	事業内容	担当課
59	高齢者に関する相談	関係機関等と連携をとり、虐待・権利擁護に関する相談受付をします。また、相談内容に応じて、専門職種が連携し、迅速に問題解決に向けて対応します。また、介護者に対する相談及び各種の支援を行います。	在宅支援課
60	高齢者・障害者虐待防止推進委員会議によるネットワークづくり	高齢者・障害者の虐待の防止、虐待を受けた高齢者・障害者の養護者に対する支援を適時、適切に行うための施策並びに虐待防止に関するネットワークの整備・運営等について、協議・検討します。	在宅支援課 障害者福祉課
61	高齢者虐待防止マニュアルの作成・周知	高齢者虐待防止マニュアル〔ノックの手帳・ノックの手帳(概要版)〕を作成し、配布します。	在宅支援課
62	区民や介護職員向け研修会・講演会等	かがやきプラザ研修センター等と協力し、様々なテーマについて、高齢者虐待防止研修会・講演会を実施します。	在宅支援課

③障害者虐待防止対策の推進

障害者虐待防止対策の推進のため、相談機会の提供や普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、障害者への虐待を防止します。

No.	事業	事業内容	担当課
63	障害者虐待防止センターによる相談	障害者虐待防止センターにおける相談を実施するとともに、障害者虐待の早期発見及び見守りの仕組みづくり、相談窓口の体制整備等を実施します。	障害者福祉課
60	高齢者・障害者虐待防止推進委員会議によるネットワークづくり【再掲】	高齢者・障害者の虐待の防止、虐待を受けた高齢者・障害者の養護者に対する支援を適時、適切に行うための施策並びに虐待防止に関するネットワークの整備・運営等について、協議・検討します。	在宅支援課
			障害者福祉課

【施策の方向 3】 ハラスメント・性暴力等の防止への取組の推進

①ハラスメントの防止啓発及び相談窓口周知

ハラスメントの防止に向けた意識づくりのため、講座等の実施や区内企業への周知を行います。また、各種相談を実施するとともに、相談窓口の周知や連携を進めます。

No.	事業	事業内容	担当課
64	ハラスメントの防止に関する講座・講演会	ハラスメントの防止に関する講座・講演会を実施し、意識啓発を促進します。	国際平和・男女平等 男女共同参画 センターMIW
65	国、東京都との連携による各種制度の周知	国、東京都が作成した企業向けのハラスメント防止のための啓発物を配布し、各種法令・制度の周知を行います。	国際平和・男女平等 男女共同参画 センターMIW
25	女性相談【再掲】	保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
26	MIW相談【再掲】	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女平等 男女共同参画 センターMIW

②性暴力の防止啓発及び相談窓口の周知

性暴力の防止に向けた意識づくりのため、講座等を実施します。また、被害者が相談できるよう、各種相談を実施するとともに、相談窓口の周知や連携を進めます。

No.	事業	事業内容	担当課
66	性暴力等の防止に関する講座・講演会	性暴力等の防止や若年層に向けた「性的同意」に関する講座・講演会を実施し、意識啓発を促進します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
25	女性相談【再掲】	保護や支援を必要とする女性に対し、婦人相談員による相談を行うとともに、各種の援護を行います。	生活支援課
26	MIW相談【再掲】	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女平等 인권課 男女共同参画センターMIW
67	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携	MIW相談にて、性暴力被害者支援の相談窓口や東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの情報提供を行い、必要な支援につなげます。	国際平和・男女平等 인권課
28	新規 東京都若年被害女性等支援事業との連携による支援【再掲】	東京都若年被害女性等支援事業と連携し、保護や支援を必要とする若年被害女性に対し、相談及び各種の援護を行います。	生活支援課
68	東京都被害者等支援事業及び犯罪被害者支援ネットワーク協議会との連携	東京都被害者等支援事業の相談窓口の情報提供を行うとともに、区内4警察署犯罪被害者支援担当とネットワーク協議会を通じて情報共有を行います。	国際平和・男女平等 인권課

③安全・安心なまちづくりの推進

安全で安心して暮らせるまちづくりのため、犯罪未然防止と生活環境の改善を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
69	安全・安心パトロール	青色回転灯パトロール等による24時間365日の巡回を実施します。また、小学校の登下校の見守りや特殊詐欺防止等の広報活動を行います。	安全生活課
70	区内警察署との覚書による連携	区内4警察署との覚書により、様々な問題・事案に関する情報の共有と相互の連携・協力を強化します。	安全生活課
71	客引き行為等の防止	区と地域、所管警察署等が連携し、客引き行為等防止パトロールを実施します。	安全生活課

目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

(1)現状と課題

■女性が働くことに対する意識

経済的自立などを理由として女性が仕事をするに対して肯定的な回答が増え、実態としても女性の就業が増えていますが、女性は男性に比べて、結婚や育児を理由に離職することが多く、勤続年数が短い傾向にあり、キャリア形成の大きな課題となっています。結婚や育児などに関わらず、仕事を続けたい意向を持つ女性の希望を叶えるため、キャリア形成に向けた支援が必要です。特に、就職活動中や非正規雇用の女性について、近年のデジタル化*に対応できるようIT技能*の習得などが求められます。

■男性の家事・育児・介護等への参画

男性の育児・介護休業に前向きな回答が増加しているものの、依然として「現実的には休めない」状況が伺えます。ワーク・ライフ・バランスの希望としては、仕事、家庭生活、個人の生活のいずれも優先したいとの意向が最も多くなっているものの、現実では、およそ3割の男性が仕事中心の生活となっています。

家事、育児、介護等と仕事の両立に向けて、男性の働き方の見直しが求められますが、個人の意識改革とあわせて、事業所における経営層や管理職に対する意識改革と取組の推進を図っていくことが課題となります。また、あわせて多様な保育ニーズに対応した保育環境と介護する人を支援する体制の整備が求められます。

■事業所におけるワーク・ライフ・バランス

短時間勤務制度や在宅勤務制度、半日や時間単位の有給休暇などの制度が、多くの事業所で制度化されていますが、ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、代替要員の確保や人員配置に苦慮する事業所が多くなっています。

「育児・介護休業法」が平成29年(2017年)に改正されたのをはじめ、近年、女性活躍推進や育児・介護休業、ハラスメント防止に関する法律などが改正されています。しかしながら、中小企業においては、男性の育児参画の意識改革や取組があまり進んでいない傾向が見受けられます。

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、事業所に対して法改正への対応が求められます。また、中小企業などの事業所に対して、区・都・国が実施している奨励金などの制度活用の促進のため情報発信を積極的に行い、先進的な取組を行う事業所にインセンティブ*を与えるような支援を行っていくことが求められます。

(2) 施策の方向

【施策の方向 1】女性のキャリア形成・就労の支援

女性の就職・再就職に向けたキャリア形成支援として、講座や講演会等を行うとともに、国や東京都の就労支援をはじめとする、様々な支援事業の活用を促進します。また、起業することを希望する女性に対して、学習機会を提供します。

【施策】

- ① キャリア形成・就労の支援
- ② 女性による起業・開業支援の充実

【成果目標】

指標	現状値	目標値
就業している女性の割合(会社経営・役員、自営業、正社員・正規職員、非正規職員) (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:71.6% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民:77% 〔令和8年度(2026年度)〕

【施策の方向 2】男性の働き方の見直しの促進

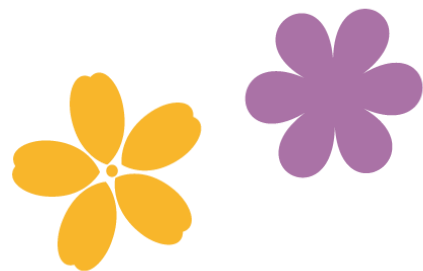
男性が家庭へ積極的に参画するための学習機会や情報提供を行うとともに、男性の育児・介護休業取得促進に向けた奨励金の交付などの支援を行います。

【施策】

- ① 男性の家庭・地域への参画促進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
男性の育児・介護休業に対する考え方において、「取得した方がよいと思うが、現実的には休めない」と考える男性の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:35.9% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民:31% 〔令和8年度(2026年度)〕



【施策の方向 3】家事、育児、介護等と仕事の両立支援

家事、育児、介護と仕事の両立を図るため、子育てに関する相談を行うとともに、多様な保育ニーズに対応した保育環境を整備します。また、介護をする人への支援として、介護サービス等を行います。

【施策】

- ①子育て支援の実施
- ②保育環境の整備
- ③介護者支援の実施

【成果目標】

指標	現状値	目標値
待機児童数(保育園・学童保育)	保育園:0人 学童保育:0人 〔令和2年度(2020年度)〕	保育園:0人を継続 学童保育:0人を継続 〔令和8年度(2026年度)〕
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思わない人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:72.0% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民:77% 〔令和8年度(2026年度)〕

【施策の方向 4】誰もが働きやすい環境づくりの推進

誰もが働きやすい環境づくりを推進するため、情報提供や意識の啓発を行います。また、中小企業などの事業所に対し奨励金などの助成を行います。

【施策】

- ①ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- ②ワーク・ライフ・バランスを推進する区内企業等への支援

【成果目標】

指標	現状値	目標値
男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金の新規申請企業数	年8社(計28社) 〔令和2年度(2020年度)〕	年8社(計40社) 〔令和8年度(2026年度)〕



(3) 施策・事業

【施策の方向 1】女性のキャリア形成・就労の支援

① キャリア形成・就労の支援

女性の就職・再就職・就労継続を図るため、講座や国や東京都における就労支援事業を活用し、学習機会を提供します。

No.	事業	事業内容	担当課
72	キャリア形成・就労に関する講座・講演会	国、東京都の就労支援各種事業と連携し、講座・講演会を実施します。	国際平和・男女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW
73	新規 国、東京都の各種支援制度の活用促進	国や、東京都女性再就職サポートプログラム等におけるIT技術習得等各種事業の周知を図ると共に、情報提供を行い、活用促進を図ります。	国際平和・男女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW 商工観光課

② 女性による起業・開業支援の充実

自ら起業する意向を持つ女性のため、学習機会を提供します。

No.	事業	事業内容	担当課
74	女性起業家支援ビジネス起業塾	自ら起業する意向を持つ区民に向けて、学習機会の提供などを行います。	コミュニティ総務課(公益財団法人まちみらい千代田)

【施策の方向 2】男性の働き方の見直しの促進

① 男性の家庭・地域への参画促進

男性が家事・育児・介護に積極的に参画するため、学習機会・情報提供を行います。また、男性の育児・介護休業取得を促進するため、奨励金の交付などの支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
75	家事・育児・介護に関する男性向け講座・講演会	男性向けの家事・育児・介護に関する講座・講演会を実施します。	国際平和・男女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW
76	中小企業における仕事と家庭の両立支援	仕事と子育て・介護を両立しやすい職場づくりに取り組んでいる区内中小企業等に対し、「男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金」などを交付します。	国際平和・男女平等 人権課
77	家庭教育学級への父親の参加促進	家庭教育学級の事業の中で、父親を主な対象とする講座を実施します。	生涯学習・スポーツ課

No.	事業	事業内容	担当課
19	親子学級【再掲】	ままぱぱ学級、にこにこ広場をはじめとした、親子学級を実施します。	健康推進課
78	認知症サポーター養成講座への男性の参加促進	認知症の人や家族と接する際の基本・姿勢等を学ぶ認知症サポーター養成講座を実施します。	在宅支援課

【施策の方向 3】家事、育児、介護等と仕事の両立支援

①子育て支援の実施

仕事と育児の両立を図るため、妊娠期から子育て期を通じて、継続的な子育て支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
18	出産・子育て支援【再掲】	ちよ♡まま面談、産後ケア事業、ぴよぴよ育児講座、乳児家庭訪問指導など、出産・子育てに関する支援を実施します。	健康推進課
19	親子学級【再掲】	ままぱぱ学級、にこにこ広場をはじめとした、親子学級を実施します。	健康推進課
20	子育て相談【再掲】	区役所内窓口、または、あい・ぼーと麴町において、子育て相談を実施します。	児童・家庭支援センター
21	子育て支援サービス【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時預かり保育、一時預かり保育、千代田子育てサポート、子どもショートステイなど、子育て支援サービスを実施します。	児童・家庭支援センター

②保育環境の整備

安心して子どもを預けることができるよう、多様な保育ニーズに対応した保育環境を整備し、子育て世代を支援します。

No.	事業	事業内容	担当課
79	保育園・こども園等における保育	保育園・こども園等による、保育を実施し、待機児童ゼロを継続します。	子ども支援課
80	私立保育所の整備	私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費を支援し、待機児童ゼロを継続します。	子育て推進課
81	学童クラブ	学童クラブの拡充と放課後子ども教室の実施により、待機児童ゼロを継続します。	児童・家庭支援センター
82	病児保育・病後児保育	病児・病後児保育の派遣費用助成の補助を行います。	子ども支援課

③介護者支援の実施

仕事と介護の両立を図るため、介護者の肉体的・精神的な負担の軽減に向けた介護・福祉サービスを行います。

No.	事業	事業内容	担当課
83	介護保険サービス・在宅生活支援サービス	介護保険サービスや、在宅支援ホームヘルプサービス、在宅訪問リハビリ支援を提供します。	高齢介護課
84	障害福祉サービス	障害者総合支援法による、障害福祉サービスを提供します。	障害者福祉課

【施策の方向 4】誰もが働きやすい環境づくりの推進

①ワーク・ライフ・バランスの理解促進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、情報提供や意識の啓発を実施します。

No.	事業	事業内容	担当課
85	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等、仕事と家庭の両立に関する講座・講演会を実施します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
12	雇用主向け講座【再掲】	企業担当者に向けた人権・ジェンダー平等の研修会・講座を国や東京都と共催して実施します。	国際平和・男女平等人権課

②ワーク・ライフ・バランスを推進する区内企業等への支援

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、従業員の育児や介護をサポートする雇用環境を整備する中小企業に対して助成を行うとともに、国と東京都の各種支援制度の活用を促進します。

No.	事業	事業内容	担当課
76	中小企業における仕事と家庭の両立支援【再掲】	仕事と子育て・介護を両立しやすい職場づくりに取り組んでいる区内中小企業等に対し、「男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金」などを交付します。	国際平和・男女平等人権課
86	次世代育成支援行動計画策定奨励金	一般事業主行動計画策定の義務付けの対象となっていない区内の事業主に対し雇用環境の整備を促すため、奨励金を交付し、行動計画策定に取組を支援します。	子育て推進課
87	中小企業の次世代育成支援対策に対する商工融資利子補給の優遇	中小企業の次世代育成支援対策に対する商工融資利子補給の優遇を行います。	商工観光課
88	プロポーザル方式等における、男女共同参画等の取組の加点項目化	事業者の選定にあたって、一般事業主行動計画の届出やワーク・ライフ・バランスの取組等を加点項目化します。	契約課
73	新規 国、東京都の各種支援制度の活用促進【再掲】	国や、東京都女性再就職サポートプログラム等におけるIT技術習得等各種事業の周知を図ると共に、情報提供を行い、活用促進を図ります。	国際平和・男女平等人権課 商工観光課

目標4 地域社会におけるジェンダー平等を推進する

(1)現状と課題

■政策・方針決定過程の場への女性の参画状況

区審議会等の委員に占める女性の割合は、およそ3割となっており、過去5年間で概ね横ばいで推移しています。区審議会等への女性の登用が少なくなっている背景には、各団体の長など特定の役職についている人が、充て職で委員に推薦されることが関係していると考えられます。

一方で、庁内における政策・方針決定過程の場への女性の参画は進展しており、区の管理・監督者に占める女性の割合は、3割半ばとなっています。過去5年間の推移をみても、毎年着実に管理・監督者に占める女性の割合が増えていることが伺えます。

女性があらゆる分野において政策・方針決定過程の場への参画することによって、多様な視点や新たな価値観を取り込むことにつながります。そのため、政策・方針決定過程の場への女性のさらなる参画の推進が求められます。

■ジェンダー平等の視点からの災害対策

防災活動や避難所運営においては、災害から受ける影響やニーズが性別によって異なることを十分に配慮することが大切であるため、防災活動などへの女性の参画が望まれますが、避難所運営協議会委員における女性委員の割合は3割半ばとなっており、平成27年(2015年)度から概ね横ばいで推移している状況です。

災害対策においては、女性の視点が適切に反映されるよう、地域の自主防災組織や事業所等に向け、ジェンダー平等の視点に立った非常時の備えを進めていけるよう普及に努めることが課題となります。そのため、令和2年(2020年)5月に内閣府男女共同参画局が作成した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」などを踏まえた対応が求められます。



(2) 施策の方向と事業

【施策の方向 1】 政策・意思決定過程における女性の参画の拡大

あらゆる分野において、女性が政策・方針決定過程の場へ参画することができるようにするため、男女のバランスのとれた委員構成となるよう推進します。また、区職員の管理・監督者に占める女性の割合の増加を図ります。

【施策】

① 様々な分野への女性の参画促進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
区の審議会等における女性委員の割合	31.2% 〔令和3年度(2021年度)〕	40%以上、60%以下 〔令和8年度(2026年度)〕
区職員の管理・監督者に占める女性の割合(係長・管理職)※	合計:34.7% 〔令和3年度(2021年度)〕	合計:40% 〔令和7年度(2025年度)〕

※目標値は特定事業主行動計画による

【施策の方向 2】 ジェンダー平等の視点からの災害対策

ジェンダー平等の視点からの災害対策を推進するため、市町村防災会議や避難所運営協議会などにおける女性の参画を促進するとともに、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に応じた避難所運営等を実施します。

【施策】

① ジェンダー平等の視点からの災害対策の推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した運営マニュアルを作成する避難所数	0箇所 〔令和2年度(2020年度)〕	全避難所14箇所 〔令和8年度(2026年度)〕

(3) 施策・事業

【施策の方向 1】 政策・意思決定過程における女性の参画の拡大

① 様々な分野への女性の参画促進

女性の参画促進を推進するため、ジェンダー平等の意識啓発を行います。また、区政における意思決定過程に女性が参画できるようにするため、審議会等における男女のバランスのとれた委員構成となるよう推進し、区役所全体においても女性職員の意思決定過程への参画を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
89	拡充	審議会等において男女の割合バランスがとれた委員構成となるよう、審議会等の女性委員の割合増加に向けた具体的な取組を行います。	国際平和・男女平等権課
	審議会等における女性の参画に向けたポジティブ・アクションの推進		
90	新規	地域の問題解決や活性化を促進し、女性がさらに活躍できる社会を構築するため、広く女性の声を聴き、意見交換を行える場を提供します。	国際平和・男女平等権課
	女性による意見交換の場の提供		
91	特定事業主行動計画の推進	すべての職員が家庭生活と仕事を両立しながら活躍できる職場を目指した取組を進めます。	人事課
92	男女共同参画センターMIW情報紙の配布	庁内各部署の配付に加え、町会等の地域組織に向けて、幅広い層・場所に向けて配布・設置することで、地域活動の場におけるジェンダー平等の意識啓発を図ります。	国際平和・男女平等権課 男女共同参画センターMIW

【施策の方向 2】 ジェンダー平等の視点からの災害対策

① ジェンダー平等の視点からの災害対策の推進

災害対策や避難所運営に女性の視点を反映するため、女性の参画を促進するとともに、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に応じた避難所運営の実施など、ジェンダー平等の視点からの災害対策を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
93	「避難所運営協議会」等への女性の参画促進	避難所運営協議会において、継続的に女性を副委員長とするとともに、避難所の運営や訓練内容に女性の視点・意見を反映します。	災害対策・危機管理課
94	新規	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した運営マニュアルを作成します。	災害対策・危機管理課
	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に対応した避難所運営		
95	ジェンダー平等の視点からの災害対策講座	ジェンダー平等の視点を災害対策に反映できるよう、対面やオンラインなどによる講座を実施します。	国際平和・男女平等権課

男女共同参画の視点における防災・復興

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象(自然要因)とそれを受け止める側の社会の在り方(社会要因)により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要となります。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。こうした観点から、災害時における男女共同参画の視点が重要とされます。

令和2年5月には、内閣府男女共同参画局より「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示され、以下の7つの基本方針が示されています。

7つの基本方針

(1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

- ◆ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立する
- ◆ 平常時から男女共同参画社会を実現する

(2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である

- ◆ 防災・復興に関する意思決定の場への女性の参画を推進する
- ◆ 防災の現場における女性の参画を拡大する
- ◆ 女性の活躍を支援する / 男性の意識を改革する

(3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する

- ◆ 災害から受ける影響やニーズは女性と男性で異なることを認識する
- ◆ 女性の中の多様性に配慮する
- ◆ 男女別に統計やデータを集め、活用する

(4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

- ◆ 女性と男性の人権を尊重する
- ◆ 特に避難生活における女性と男性の安全・安心を確保する

(5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する

- ◆ 民間との連携を構築する
- ◆ 平常時から連携体制を整備する
- ◆ 広域的に連携体制を構築する
- ◆ 都道府県の男女共同参画部門・男女共同参画センターの役割

(6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける

- ◆ 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を避難所運営マニュアル等に位置付ける
- ◆ 男女共同参画担当部局と男女共同参画センターの連携体制を整備する
- ◆ 防災・危機管理担当部局や福祉部局、各種専門家等との連携体制を構築する

(7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

- ◆ 平常時に要配慮者対応に関わる女性の専門職等の意思決定への参画を促進する
- ◆ 災害時の要配慮者対応においても女性と男性の違いを認識する

参考:「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」
(男女共同参画局ホームページより)

目標5 行動計画の推進体制を充実する

(1)現状と課題

■男女共同参画センターMIWの運営

男女共同参画センターMIWは、男女共同参画の拠点となる施設ですが、その認知度はおよそ3割とあまり高くなく、特に30歳代以下の世代の区民が低くなっており、認知度を高めていくことが必要となります。

また、ジェンダー平等の視点から地域の課題解決に繋げていけるよう、区民や関係機関、NPO法人等民間支援団体と協働していく必要があります。

■行動計画の推進体制

計画の施策を総合的かつ効果的に展開するため、区役所全体で取組を行うとともに、区民や関係機関、NPO法人等民間支援団体など様々な主体との連携や協働を図ってきました。

今後さらに、連携を強化する必要があります。

■□■千代田区男女共同参画センターMIW■□■

千代田区男女共同参画センターMIWは、性別による不平等がなく、だれもが自分の生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現を目指していくための活動拠点施設です。平成10年(1998年)に開設して以降、男女共同参画への意識啓発のための講座や相談、男女共同参画社会づくりに関する幅広い情報の提供など様々な活動に取り組んでいます。

MIWの5つの機能

- 相談**:夫婦やパートナー、家族との関係、人間関係、子育て、働き方、ハラスメント、DV、性暴力、犯罪被害、性自認(心の性)・性的指向(好きになる性)に関する困りごと・問題について、面接・電話で、相談員による一般相談や女性弁護士による法律相談(月1回)・LGBTs相談(月2回)を行っています。
- 学習**:講演会や講座などの実施により、ジェンダー平等意識の普及・啓発を図り、区民が主体的に活動するきっかけづくりを行っています。
- 情報**:男女共同参画社会づくりに関する幅広い情報を収集し、情報ライブラリやホームページ、情報誌など、多様な方法で提供しています。また、本・雑誌・資料(行政資料、DVD、ビデオ)は一部を除いて館外貸出を行っています。
- 支援**:区民の主体的な活動の支援のために、小規模のミーティングや資料・広報誌づくりの作業の場、活動資料の一時保管の場、情報発信の場などを提供しています。
- 交流**:男女共同参画社会づくりのネットワークを広げ、情報交換や交流の場を提供しています。

(2) 施策の方向と事業

【施策の方向 1】 男女共同参画センターMIWの機能強化

男女共同参画センターMIWが有する相談、学習、情報、支援、交流の5つの機能を強化し、ジェンダー平等の視点から地域の課題解決を行う拠点・場としての役割を果たします。また、区民や関係機関、NPO法人等民間支援団体との連携を図ります。

【施策】

- ① 相談の実施
- ② 学習の実施
- ③ 情報収集・提供の実施
- ④ 活動支援の実施
- ⑤ 交流支援の実施
- ⑥ 区民・関係機関・NPO法人等民間支援団体との連携

【成果目標】

指標	現状値	目標値
千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合 (男女共同参画についての意識・実態調査による)	区民:30.3% 〔令和2年度(2020年度)〕	区民:35% 〔令和8年度(2026年度)〕

【施策の方向 2】 計画の推進体制の充実

計画を着実に推進していくため、組織横断的な取組を継続的にを行い、区民や地域などとの協働を図り、施策を総合的に推進していきます。また、区職員のジェンダー平等意識を高め、働きやすい環境づくりを推進します。

【施策】

- ① 計画の推進・進行管理
- ② 区職員に対するジェンダー平等の推進

【成果目標】

指標	現状値	目標値
区男性職員の育児休業取得率※	44.4% 〔令和2年度(2020年度)〕	50% 〔令和7年度(2025年度)〕

※目標値は特定事業主行動計画による

(3) 施策・事業

【施策の方向 1】 男女共同参画センターMIWの機能強化

① 相談の実施

区民の様々な悩みに対応するために、相談を実施します。

No.	事業	事業内容	担当課
26	MIW相談【再掲】	様々な悩みに関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な支援窓口につなげていきます。なお、SNS相談の実施を検討します。	国際平和・男女 女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW
96	関係機関との連携による支援	関係機関と連携し、相談者に必要な支援につなげていきます。	国際平和・男女 女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW

② 学習の実施

区民等の学習機会の充実のため、講座・講演会等の機会を提供します。

No.	事業	事業内容	担当課
10	人権・ジェンダー平等に関する講座・講演会【再掲】	第6次行動計画の5つの目標を柱とし、対面やオンラインなどによる講座・講演会を実施します。	国際平和・男女 女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW
11	区内学校・地域団体・企業等と連携した講座【再掲】	第6次行動計画の5つの目標を柱とし、区内学校への出前講座や、地域団体・企業等と協働した講座を実施します。	国際平和・男女 女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW

③ 情報収集・提供の実施

区民に対して、ジェンダー平等に関する情報収集と提供を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
97	MIW通信・ホームページ・情報ライブラリ・ビデオサロンを通じた男女共同参画情報の収集・提供	「MIW通信」、「ライブラリニュースみゆう」の発行、ビデオサロンの実施とともに、区ホームページ内、MIW Facebook内において、ジェンダー平等に関する情報提供を行います。	国際平和・男女 女平等 人権課 男女共同参画 センターMIW

④活動支援の実施

ジェンダー平等の推進を目的とする団体・グループの活動のため、支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
98	MIW登録団体の活動支援	ジェンダー平等を推進するための区民及び団体の活動拠点として、情報や活動の場の提供と支援を行います。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

⑤交流支援の実施

ジェンダー平等推進のため、区民・MIW登録団体等の交流を支援します。

No.	事業	事業内容	担当課
99	MIW祭り等の交流の場や機会の提供	ジェンダー平等の推進を目的とした講演会や展示、ワークショップ等を実施するMIW祭りや男女共同参画社会推進事業を通して、区民・団体の交流の場・機会を提供します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

⑥区民・関係機関・NPO法人等民間支援団体との連携

ジェンダー平等推進のため、区民・関係機関・NPO法人等民間支援団体との連携を強化します。

No.	事業	事業内容	担当課
100	男女共同参画センター運営協議会への区民委員の参画	公募により区民委員の参画を推進し、区民の意見や発想を生かした男女共同参画センターの運営を行います。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW
101	地域団体・NPO法人等との連携強化	男女共同参画センターMIW登録団体、関係機関、地域団体、NPO法人等との協働事業を通じて連携強化を図り、ジェンダー平等を推進します。	国際平和・男女平等人権課 男女共同参画センターMIW

【施策の方向 2】計画の推進体制の充実

①計画の推進・進行管理

組織横断的な取組による計画の推進を図るとともに、区民参画のもと計画の進行管理を適切に行います。

No.	事業	事業内容	担当課
102	男女平等推進委員会による計画推進	庁内の横断的組織である「男女平等推進委員会」を開催し、区のジェンダー平等施策の計画的な推進に関し協議を行うとともに、行動計画の進捗状況を踏まえ、全庁的に行動計画を推進します。	国際平和・男女平等人権課
103	男女平等推進区民会議との協働	学識経験者、団体、公募区民で構成する千代田区男女平等推進区民会議と協働しながら、行動計画を推進します。	国際平和・男女平等人権課
104	ジェンダー平等に関する「見える化」	グラフなどで分かりやすく、ジェンダー平等に関する様々な取組の実績値などを「見える化」します。	国際平和・男女平等人権課
105	ジェンダー平等に関する意識・実態調査	区民・青少年・事業所のジェンダー平等についての意識と実態を把握し、行動計画上事業の評価として、定期的に調査を実施します。（令和7年度（2025年度）実施）	国際平和・男女平等人権課

②区職員に対するジェンダー平等の推進

区職員のジェンダー平等に対する意識を高め、働きやすい環境づくりを進めます。

No.	事業	事業内容	担当課
91	特定事業主行動計画の推進【再掲】	すべての職員が家庭生活と仕事を両立しながら活躍できる職場を目指した取組を進めます。	人事課
40	職員の人権・ジェンダー平等意識の向上に向けた研修【再掲】	LGBTsを含む人権問題研修、ハラスメント防止研修等を実施します。	人事課

